

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の目的

「みどりの風吹くまちビジョン¹～新しい成熟都市・練馬をめざして～」に基づいて、区の子ども・子育て支援施策の方向および区民のニーズを踏まえた具体的な事業計画を明らかにするため、「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

2 計画策定の背景

わが国では、出生率の低下などにより少子化が確実に進行しています。また、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化などにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を抱える保護者は少なくありません。近年では、保育所への入所希望者の増加に伴って待機児童が急増しており、保育所の待機児童解消に向けた取組が進められていますが、その解消にはまだ至っていないなど、子ども・子育て支援サービスの質・量両面の充実が必要になっています。

こうした子ども・子育てをめぐる課題に対応するために、国では新たな子育て支援の仕組みが検討され、平成24年8月に子ども・子育て関連三法²が成立したことを受けて、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格的に実施されます。

区は、これまでも子ども・子育て支援施策の充実に取り組んできましたが、この度、区の将来を見据えた施策の方向性を明らかにする「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を策定し、子どもの成長と子育ての総合的な支援をさらに進める方向性を示しました。ビジョンに掲げた目標を達成するために、区では「練馬区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援新制度の実施に合わせて、子育て支援策の充実に取り組んでいきます。

¹ みどりの風吹くまちビジョン…今後の区政運営の方向性を明らかにするための構想・戦略計画。

² 子ども・子育て関連三法…子ども・子育て支援法、認定こども園法、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の3つの法律の総称。

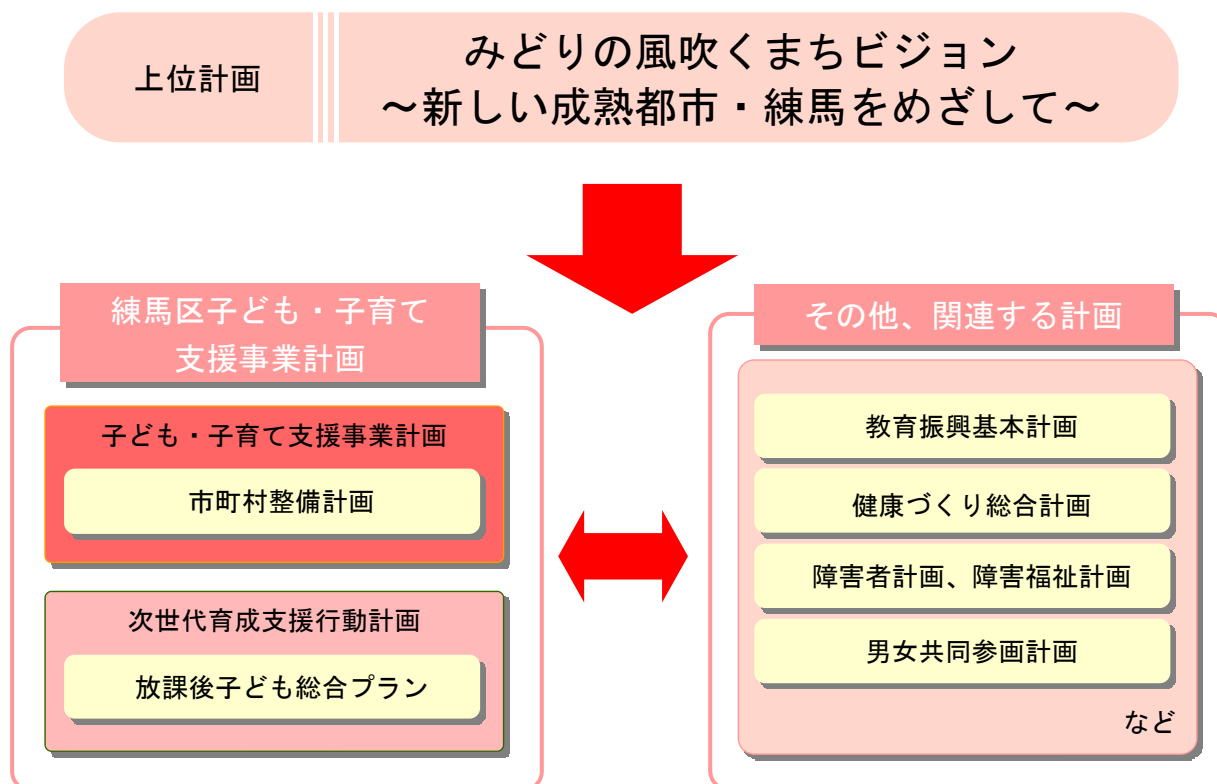
3 計画の位置づけ

本計画は、「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」を上位計画とし、この実現に向けた子ども・子育て支援施策をまとめた個別計画です。

本計画は、以下の法令等に基づく計画としても併せて位置づけるとともに、区の他の個別計画とも整合を図って策定します。

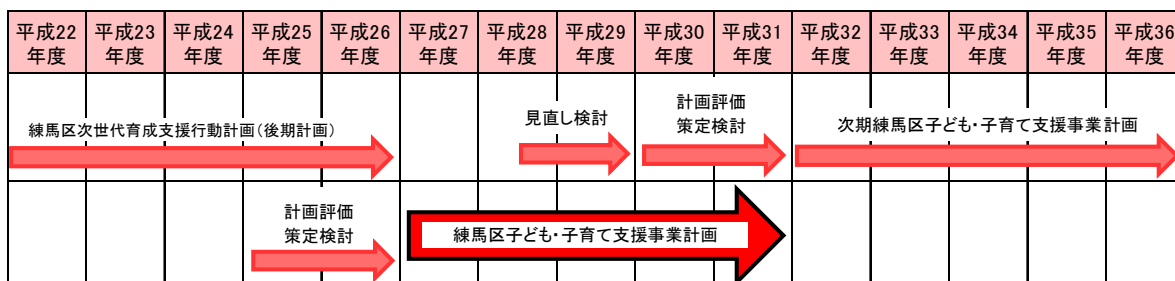
- (1) 子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画
- (2) 児童福祉法に基づく市町村整備計画
- (3) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画
- (4) 放課後子ども総合プラン

【 計画の位置づけ 】



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、区市町村は平成 27 年度から5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるものとされています。本計画もこの法の規定に合わせて、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。なお、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。



5 基本目標

「みどりの風吹くまちビジョン～新しい成熟都市・練馬をめざして～」で示された区の基本的な施策の方向性に基づき、本計画ではつぎの基本目標を設定します。

<基本目標>

安心して子どもを産み育てられ、
子どもたちが健やかに成長できる
環境を整えます